

拳銃 110 番 奨励 制度

《実名・匿名を問わず、あなたの情報により銃器等が押収され、かつ被疑者が検挙された時、報奨金が状況に応じて支払われる制度のことです》

1 通報の受付

通報は、全国共通フリーダイヤル

0120-10-3774 (ジュー・ミナツ)

により 24 時間受け付けます。



2 報奨金の支払い

- 報奨金は、通報によりけん銃その他の銃器が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象とします。
- 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃その他の銃器が 1 丁押収された場合において 10 万円が目安です。
- 一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることとなります。
- 報奨金の支払いの際には、警察から通報者に対し、改めて連絡がなされることとなります。

3 匿名通報の取扱い

通報者が匿名とすることを希望した場合には、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の選別番号と通報者固有の暗証番号を告げ、警察に連絡をすることとなります。なお、この場合、報奨金の金額は、原則 10 万円としつつ、検挙された事案の内容等を個別に勘案して算定されることとなります。

4 報奨金が支払われない場合

- (1) けん銃その他の銃器が押収されない場合
- (2) 被疑者が検挙されない場合
- (3) 警察が、提供された情報を既に把握している場合
- (4) 通報者が共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合、その他報奨金を支払うことが不相当と認められる場合
- (5) 匿名とすることを希望した通報者から、一定期間内に、別に示したところにより警察に対して連絡がない場合



あなたの情報が拳銃根絶に繋がります

福 島 県 警 察